

女性のための法律講座&相談会

～離婚について知ってみませんか～



離婚するにはどうすればいいの？子どもはどうなる？慰謝料や夫婦のお金は？

結婚生活に悩んでいた、離婚を考えている女性のために、離婚一般のことや、子どもに関する事、夫婦のお金のことなどの法律問題について、弁護士がわかりやすく説明します。離婚にあたって知っておきたい手続、知っておくと役立つ情報が満載の法律講座です。保育サービスもあります。（6か月以上の未就学のお子さま）

日時：令和6年3月1日（金）

法律講座：定員45名（申込順）

第1部 離婚一般について：午後1時00分～1時40分

講師：相川一彥 弁護士（埼玉弁護士会所属）

※第1部の内容は、令和5年10月26日開催の「女性のための法律講座&相談会 ～離婚について知ってみませんか～」と同じ内容です。

第2部 分科会：午後1時50分～午後2時30分

グループA…財産分与について

講師：角谷史織 弁護士（埼玉弁護士会所属）

グループB…親権・養育費・面会交流等について

講師：佐藤有紗 弁護士（埼玉弁護士会所属）

グループC…慰謝料について

講師：吉田奉裕 弁護士（埼玉弁護士会所属）

法律相談：法律講座参加者のうち希望のある方（定員20名）

午後2時40分～4時00分（相談無料、1人20分、申込順）

場所：埼玉県男女共同参画推進センター

（With You さいたま）セミナー室

お問合せ・申込みは、裏面をご覧ください。

<申込み方法> 定員になり次第締め切ります。
ただし、保育を希望される方は2月16日（金）までです。

①～⑦を電話又は電子申請でお申込みください。

- ①講座名「女性のための法律講座&相談会」
- ②氏名（ふりがな）
- ③住所（市町村名、さいたま市の方は区まで）
- ④電話番号
- ⑤第2部の参加グループ（A～C）の希望
- ⑥法律相談希望 有・無
- ⑦保育希望 有・無

※保育希望「有」の方は、併せて保育の申込みをお願いします。

<保育申込み> **令和6年2月16日（金）締切**

- ①お子様の名前（ふりがな）
- ②月齢（○歳○か月）
- ③アレルギーの有無をお知らせください。

※保育サービスは、6か月以上の未就学のお子さまに限ります。
無料、定員10名（申込順）

<申込み先>

埼玉県男女共同参画推進センター
（With You さいたま）

〒330-0081 さいたま市中央区新都心2-2

電話 048-601-3111

電子申請（ホームページ、

または右のQRコードからお申込みください。



<問合せ先> 埼玉県男女共同参画推進センター 048-601-3111
埼玉県少子政策課 048-830-3337
埼玉弁護士会 048-863-5255

<交通アクセス>

公共交通機関を御利用ください。

- ・ JRさいたま新都心駅徒歩5分
- ・ JR北与野駅徒歩6分

